

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 四国化工機株式会社  
法人番号： 6480001005283  
住 所： 徳島県板野郡北島町太郎八須字西ノ川10番地の1
- 指名停止措置期間： 令和5年6月9日から令和5年8月8日まで(2ヵ月)
- 指名停止措置の範囲： 本院及び関東地方測量部管内
- 事実概要：

当該業者は、建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と軽微ではない工事について下請契約を繰り返し締結した。また、そのうち1件の工事において同法第16条第1項の規定に違反して、同法第3条第1項第2号に掲げる区分による許可を受けずに下請代金の額が建設業法施行令第2条に規定する金額以上となる下請契約を締結した。さらに、同法第26条第2項の規定に違反して、当該工事現場において監理技術者を設置しなかった。

このことが、建設業法第28条第3項に該当するとして、令和5年3月28日、東京都知事より監督処分(営業停止命令)を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である四国化工機株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1~12 略	略
(建設業法違反行為)	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14~16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 大橋 秀己 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官 野本 英樹 電話 029-864-6870 (直通)